

(平成23年2月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和44年5月19日、資格喪失日は45年1月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月から同年7月までは2万2,000円、同年8月から同年12月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月19日から45年1月21日まで
昭和44年4月にA社に入社し、同社C工場で約1か月間研修を受けた後、同社B工場D部門に配属された。

しかし、A社B工場は、D部門の組織編成が遅れていたため、同工場への配属命令を受けた後も、昭和45年1月に同社E事業所へ異動するまでは、同社C工場で経理の仕事をしていた。

オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白になっているが、申立期間においてもA社に勤務していたため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないものの、A社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）では、申立人は、昭和44年5月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日付けで標準報酬月額を改定する旨の記録が確認できるにもかかわらず、資格喪失日が資格取得日と同日の同年5月19日と記録されており、不自然な記録となっている。

さらに、申立人は、申立期間において、F厚生年金基金の加入員記録が継続していることが確認できる。

加えて、A社C工場で昭和44年5月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したと記録されている者は、申立人を含めて36人おり、記録状況から判断して当該36人は同期入社であると考えられるところ、申立人を除く同僚35人は、いずれも同社B工場において、同日付けで被保険者資格を取得し、申立期間において被保険者記録が継続していることが確認できることから、申立人の被保険者記録に係る社会保険事務所（当時）の事務処理及び記録管理に不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年5月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年1月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に記載された記録から、昭和44年5月から同年7月までは2万2,000円、同年8月から同年12月までは3万3,000円とすることが妥当である。

富山厚生年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月30日から同年4月1日まで
昭和34年3月にA社に入社し、42年4月頃に同社B支店から同社本社の工場に異動した。

申立期間についてもA社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が1か月間空白となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の人事記録では、申立人の異動日は、昭和42年4月3日と記録されており、申立期間については同社B支店に勤務していた期間であることが確認できることから、同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

富山厚生年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

昭和64年1月1日から平成元年3月末までA事業所に勤務したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日になっている。

当時の給与明細書をみると、平成元年3月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が平成元年3月31日までA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成元年2月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

平成 20 年 7 月 31 日に勤務先の A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、社会保険事務所（当時）に対し申立人の申立期間に係る賞与支給が無かった旨誤って届け出たことを認めており、同社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（控）により、それが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。